

## 主任研究員に関する規定

平成 19 年 3 月 22 日 作成

### (目的)

第一条 本規定は、本会の目的の達成ために、技術的な課題をあげその解決策を研究する職位である主任研究員の立場を定めることにある。

### (条件)

第二条 主任研究員は、以下のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 本会の個人会員
- (2) 本会の団体会員の構成員であって、団体会員の代表登録者からの推薦を得た者

### (選任)

第三条 新たに主任研究員になろうとする者は、あらかじめ定める必要書類とともに理事長宛に申請を行う。

2. 理事長は、提出書類および申請者の研究業績について、担当理事および該当技術に詳しい者とともに審議の上、その採否を決定する。

### (任期)

第四条 主任研究員の任期は、1年とする。ただし再任をさまたげない。

2. 理事会は、主任研究員の任期途中であっても、その職位を解くことができる。

### (義務)

第五条 主任研究員は、本会の目的を達成するために研究を行わなければならない。

2. 主任研究員は、フォーラム委員会と連携し、PSLX技術仕様の開発と普及に、協力しなければならない。

### (付則)

本規定は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

以上